

協会員の皆様へ

風力発電施設総合損害保険制度のご案内



2011年4月



ご契約期間：2011年4月1日午後4時から2012年4月1日午後4時まで  
(ご契約期間の途中でご加入いただくこともできます。)

## 【ご加入対象者】

日本風力発電協会会員（正会員、賛助会員、自治体会員）の企業、団体

## 【制度の特徴】

- ① 風力発電協会の会員用に設計した保険のため、長期安定的に補償が確保されます。
- ② さまざまな事故による損害に対し保険金をお支払いしますので、経営の安定に貢献します。
- ③ 保険料は損金処理できます。

※この制度は「企業総合保険（財物補償条項）（費用・利益補償条項）」および「総合賠償責任保険（施設・業務遂行賠償責任補償約款付）」により構成されております。保険金をお支払いできない主な場合などの詳細は5ページ以降の「契約概要のご説明」をご覧ください。

## 【対象となる発電設備】

- ① 日本国内に所在するタワー、ブレード、ナセルなど発電設備
- ② 日本国内に所在する送電線、変圧器など電気設備

## 【ご契約金額】

上記の設備の建築費用などを元に再調達価額をご申告いただきます。

## 【企業総合保険 財物補償条項 の補償内容】

補償内容の詳細は5ページ以降の「契約概要のご説明」をご覧ください。

### <お支払いする損害>

補償事故の範囲を限定した「基本タイプ」と補償範囲を広げた「充実タイプ」の2つのご加入タイプをご用意いたしました。

補償範囲	基本タイプ	充実タイプ
①火災	○	○
②落雷	○	○
③破裂・爆発	○	○
④風災・ <small>ひょうさい</small> 雹災・雪災	○	○
⑤水災	○	○
⑥電氣的事故	×	○
⑦機械的事故	×	○
⑧その他不測かつ突発的事故	×	○

○：補償します。  
×：補償できません。

### <お支払いする保険金>

#### I. 損害保険金

損害保険金＝損害額<sup>※1</sup>×縮小割合<sup>※2</sup>－自己負担額<sup>※3</sup>

※1 損害額は再調達価額によって算出します。

※2 お支払いする損害保険金は縮小割合（ご契約時に設定します。）に応じて減額されます。

※3 自己負担額は300万円または500万円をご加入時に設定いただきます。

#### II. 費用保険金

##### ① 臨時費用

損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。

（1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。）

##### ② 残存物取片づけ費用

残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。ただし損害保険金の10%を限度とします。

③ 修理付帯費用（原因調査費用、点検費用、仮修理費用など）

復旧費用の実費をお支払いします。ただし1敷地内のご契約金額合計額の30%または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。

※他の費用保険金につきましては5ページ以降の「契約概要のご説明」をご覧ください。

**<お支払いできない主な場合>**

- ① 故意、重大な過失、法令違反
- ② 地震、噴火、津波による損害
- ③ 汚損、擦損、塗料のはがれ等の外形上の損傷で機能に直接関係のない損害 など

**【その他の保険（オプション）】**

次のオプションをご用意していますので、お問い合わせください。詳細は5ページ以降の「契約概要のご説明」をご覧ください。ただし、オプションのみのご契約はできません。

**● 賠償責任保険（総合賠償責任保険（施設・業務遂行賠償責任補償約款付））**

日本国内でご加入者が所有、使用または管理する施設やご加入者の業務の遂行に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る被害に対して、保険金をお支払いします。

※製造物・完成（引渡）作業リスクおよび受託物リスクで補償対象となる場合を除きます。

損害賠償金のほか、損害防止費用、権利保全費用、協力費用、初期対応費用、争訟費用、争訟対応費用をお支払いします。

**<ご契約内容>**

ご契約金額（保険金額）：対人賠償、対物賠償共通1事故 10億円  
自己負担額：なし

**● 利益保険（企業総合保険（費用・利益補償条項））**

偶然な事故によって発電が不能となった場合の営業上の損失を補償します。

喪失利益保険金・収益減少防止費用保険金（6ページをご覧ください。）をお支払いします。

※営業継続費用につきましてはお支払いの対象となりません。

**<お支払いする保険金>**

喪失利益保険金＝（収益減少額－支出を免れた経常費）×縮小割合50%

収益減少防止費用保険金＝収益減少防止費用×縮小割合50%

※収益減少額とは罹災後、営業収益が元通りに復旧するまでの期間中（12か月を限度とします）の売上高の減少額をいいます。

**【保険料】**

保険料につきましては、共立株式会社（取扱代理店）または日本興亜損保（引受保険会社）まで、お問い合わせください。お払込方法は年一時払のみとなります。

毎年、ご加入者ごとに過去3年間の通算損害率により保険料の見直しを行います。

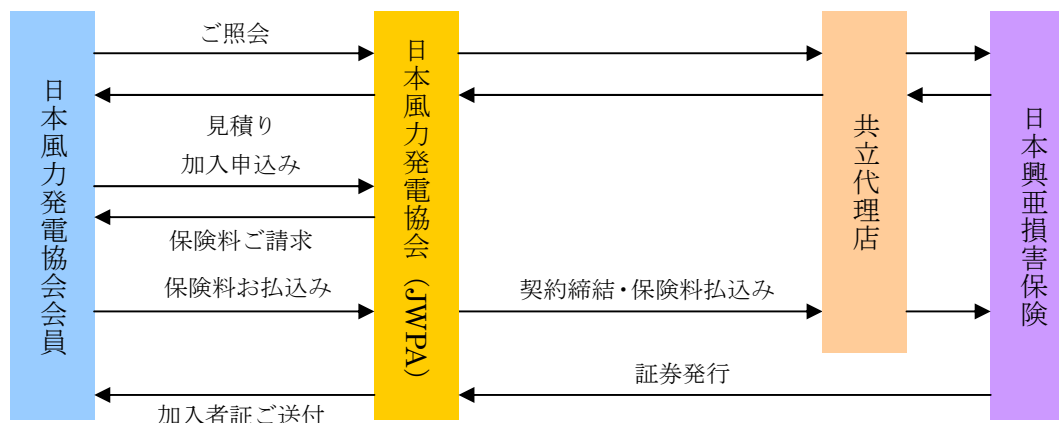
※過去のご加入期間が3年に満たない場合は、その期間の通算損害率にて保険料の見直しを行います。

※通算損害率の算出方法（前年12月31日を末日とする過去3年間の計算期間とします。）

損害率＝（過去3年間の支払保険金）／（過去3年間の修正保険料）

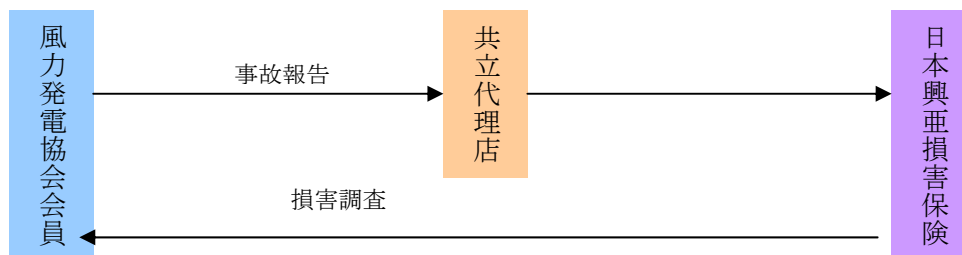
修正保険料＝当年契約の保険料を当年契約に適用されている割増引率で割り戻したものをいいます。

## 【ご加入手続きのご案内】



## 【事故発生時のお手続き】

- ①事故が発生したときは、電話またはファクシミリによるほか、書面で下記取扱代理店にただちにご連絡ください。なお、ただちにご連絡がいただけない場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますので十分にご注意ください。
- ②事故の状況がわかるような写真を撮っておいてください。また、必要に応じ損害調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。
- ③賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめください。  
※保険金請求につきましては時効（3年）がありますので、ご注意ください。



※ 8 ページ、10 ページの「事故が発生した場合の手続」をご覧ください。

【お問合せ】 この案内書は概要を説明したものです。詳しい内容については下記にお問い合わせください。

● 団体保険契約者 一般社団法人 日本風力発電協会 (JWPA)

住所：〒105-0023 東京都港区西新橋3丁目15番3号 上地ビル3階

TEL：03-5733-2288 FAX：03-5733-2511

● 取扱代理店

共立株式会社 業務開発部 担当：大谷

住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目2-16

TEL：03-5962-3075 FAX：03-3548-0604

● 引受保険会社

日本興亜損害保険株式会社 公務部 第一課 担当：由良

住所：〒103-8255 東京都中央区日本橋2丁目2-10

TEL：03-3231-2557 FAX：03-3231-7921

\*この書面は風力発電施設総合損害保険制度の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入の前に「注意喚起情報（保険のご加入に際して、お客様に特にご注意いただきたい情報を記載した書面）」と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入くださるようお願い申し上げます。  
 \*この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき構成員などを被保険者（保険の補償を受けられる方）として締結する団体保険契約です。  
 \*ご加入の際には、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」をご確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。  
 \*この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、共立株式会社（取扱代理店）または日本興亜損保（引受保険会社）までお問い合わせください。

◎商品の仕組みおよび補償内容など

1. 商品の仕組み

この保険は、火災をはじめとするさまざまな事故により、ご加入者が所有、使用または管理する風力発電施設に損害が生じた場合、または損害を受けた結果、喪失利益が生じた場合に保険金をお支払いする「**企業総合保険（財物補償条項）（費用・利益補償条項）**」およびご加入者の所有、使用または管理する施設やご加入者の業務の遂行に起因して、ご契約期間中に発生した他人の身体障害または財物損壊について、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いする「**総合賠償責任保険（施設・業務遂行賠償責任補償約款付）**」により構成されております。

補償の対象となる事故の範囲および被保険者の範囲につきましては、下記「2. 補償内容」およびこの案内書の中面にてご確認ください。

2. 補償内容

企業総合保険の概要

		お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合															
財物補償条項	<p><b>1. 損害保険金</b>                      基本タイプ、充実タイプでお支払いする事故により日本国内に所在する保険の対象について生じた損害に対して、ご契約金額を限度に、次の算式によって算出された額を損害保険金としてお支払いたします。なお、ご加入タイプによりお支払いの対象となる事故の内容に制限があります。</p> <p>損害保険金＝損害額×縮小割合－自己負担額（300万円または500万円）                      ※その損害が生じた地および時において、その保険の対象と同一の構造、室、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額（再調達価額）によって算出します。ただし修理可能な場合は、修理費用か再調達価額のいずれか低い額が限度となります。</p> <p><b>基本タイプにご加入の場合</b>                      ①火災、②落雷、③破裂または爆発                      ④風災・雹災・雪災                      ⑤水災</p> <p><b>充実タイプにご加入の場合</b>                      上記①から⑤                      ⑥電気的事故                      ⑦機械的事故                      ⑧上記①から⑦まで以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>【注】次に掲げる物に生じた上記④の損害は保険金をお支払いできません。                      *仮設の建物（年間の使用期間が3か月以下のもの）およびこれに収容される動産ならびにゴルフネット含みます。                      *建築中の屋外設備・装置                      *栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置、海上に所在する設備装置                      *屋外にある商品・製品など                      *自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、125cc以下の原動機付自転車を除きます。）</p>		<p>次の事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。                      (1)ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失、法令違反                      (2)地震・噴火またはこれらによる津波による損害                      (3)戦争、内乱、暴動                      (4)核燃料物質による損害</p> <p>など</p> <p>左記「1.損害保険金」⑧の事故が発生した場合において、次に掲げる損害についても保険金をお支払いできません。                      (5)検品、棚卸の際に見えられた数量の不足による損害                      (6)汚損、擦り傷、塗料のはがれその他単なる外見上の損傷で機能に直接関係のない損害                      (7)ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の業務に従事中的使用人の破壊行為による損害                      (8)液体、気体などの流動体の汚染、異物の混入、変質、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となるなどの損害                      (9)発酵または自然発熱によって生じた損害                      (10)製造中または加工中の保険の対象に生じた損害                      (11)詐欺、横領または置忘れ、紛失による損害                      (12)土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害                      (13)ご契約時に亀裂その他の瑕疵があったガラスに生じた損害および取付上の瑕疵によって取付後7日以内に生じたガラスの損害                      (14)差押え、没収などの公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置となされた場合は除きます。                      (15)万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為に伴う場合は除きます。                      (16)受渡しの過誤など事務的・会計的な間違いによる損害                      (17)修理・清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし電気的事故または機械的事故の補償対象となる保険の対象については保険金をお支払いします。                      (18)ご契約の対象の瑕疵（ただし、ご契約者、被保険者またはこれらのものの使用者が、相当の注意を以ってしても発見し得なかった瑕疵については除きます。）、自然消耗、劣化・腐食などの損害                      (19)冷凍・冷蔵装置の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害                      (20)保険料領収前の損害</p> <p>など</p>															
	<p><b>2. 費用保険金・損害防止費用</b>                      損害保険金の他、次の保険金などもお支払いたします。なお、AからCにつきましては、上記①から⑧までの事故により、損害保険金をお支払いする場合に限りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用保険金の種類</th> <th>お支払いする費用の内容</th> <th>お支払いする保険金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 臨時費用保険金</td> <td>保険の対象に損害が生じた結果、臨時に生じる費用</td> <td>損害保険金の30%に相当する額（1事故につき1敷地内ごとに500万円が限度）</td> </tr> <tr> <td>B 残存物取片づけ費用保険金</td> <td>損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけにあたり必要な費用</td> <td>実費（損害保険金の10%に相当する額が限度）</td> </tr> <tr> <td>C 修理付帯費用保険金</td> <td>保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり、日本興亜損保の承認を得て支出した必要かつ有益な費用</td> <td>実費（1事故につき1敷地内の総保険金額の30%に相当する額または5000万円のいずれか低い額が限度）</td> </tr> <tr> <td>D 法令変更対応費用保険金</td> <td>保険の対象の復旧にあたり、建築基準法や消防法などの法令が変更されたことにより罹災直前の状態に復旧することができない場合に要する追加の費用で、日本興亜損保の承認を得て支出した必要かつ有益な費用</td> <td>実費（1事故につき1敷地内ごとに1000万円が限度）</td> </tr> </tbody> </table>		費用保険金の種類	お支払いする費用の内容	お支払いする保険金	A 臨時費用保険金	保険の対象に損害が生じた結果、臨時に生じる費用	損害保険金の30%に相当する額（1事故につき1敷地内ごとに500万円が限度）	B 残存物取片づけ費用保険金	損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけにあたり必要な費用	実費（損害保険金の10%に相当する額が限度）	C 修理付帯費用保険金	保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり、日本興亜損保の承認を得て支出した必要かつ有益な費用	実費（1事故につき1敷地内の総保険金額の30%に相当する額または5000万円のいずれか低い額が限度）	D 法令変更対応費用保険金	保険の対象の復旧にあたり、建築基準法や消防法などの法令が変更されたことにより罹災直前の状態に復旧することができない場合に要する追加の費用で、日本興亜損保の承認を得て支出した必要かつ有益な費用	実費（1事故につき1敷地内ごとに1000万円が限度）	
	費用保険金の種類	お支払いする費用の内容	お支払いする保険金															
A 臨時費用保険金	保険の対象に損害が生じた結果、臨時に生じる費用	損害保険金の30%に相当する額（1事故につき1敷地内ごとに500万円が限度）																
B 残存物取片づけ費用保険金	損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけにあたり必要な費用	実費（損害保険金の10%に相当する額が限度）																
C 修理付帯費用保険金	保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり、日本興亜損保の承認を得て支出した必要かつ有益な費用	実費（1事故につき1敷地内の総保険金額の30%に相当する額または5000万円のいずれか低い額が限度）																
D 法令変更対応費用保険金	保険の対象の復旧にあたり、建築基準法や消防法などの法令が変更されたことにより罹災直前の状態に復旧することができない場合に要する追加の費用で、日本興亜損保の承認を得て支出した必要かつ有益な費用	実費（1事故につき1敷地内ごとに1000万円が限度）																

E	エコ対策費用 保険金	復旧にあたり環境に資する製品に買い換える場合などの追加の費用で、日本興亜損保の承認を得て支出した必要かつ有益な費用	実費 (1事故につき1敷地内ごとに1000万円が限度)
F	失火見舞費用 保険金	保険の対象である建物から発生した上記①、③の事故により、第三者の所有物に損害が生じた場合に支出する見舞金などの費用	損害が生じた世帯または法人の数に1被災世帯あたりの支払額(50万円)を乗じて得た額(1事故ごとにご契約金額の20%に相当する額が限度)
G	損害防止 費用	上記①から③までの事故の際の消火活動に伴い、損害の発生および拡大の防止のために支出された必要または有益な一定の費用(消化薬剤の再取得費用など)	実費

費用・利益補償 条項	<p>次の(A),(B)の事故による損失に対して喪失利益保険金、収益減少防止費用保険金をお支払いします。ただし、免責時間中に発生した損失につきましてはお支払いの対象となりません。</p> <p>(A)次の事由により保険の対象に損害が生じたこと <b>基本タイプにご加入の場合</b> ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災・雹災・雪災 ⑤水災 <b>充実タイプにご加入の場合</b> 上記①から⑤ ⑥電気的事故 ⑦機械的事故 ⑧上記各号以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>(B)不測かつ突発的な事由に起因して保険の対象と配管または配線により接続している構外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱もしくは水道の供給または電信・電話が中断または阻害されたこと。</p>		次に掲げる損失については保険金をお支払いできません。					
	<p>「お支払いする保険金の主な内容」(A)⑧によって生じた損失が、次に掲げる事由による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約の対象の瑕疵(ただし、ご契約者、被保険者またはこれらのものの使用人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵については除きます。)、自然消耗、劣化、腐食などの損失</li> <li>・修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害</li> <li>・土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害</li> <li>・発酵または自然発熱によって生じた損害</li> </ul>		<p>(1)上記財物補償条項「保険金をお支払いできない主な場合」①から④(事故を損失と読み替えます。)</p> <p>(2)国または公共機関による法令などの規制による損失</p> <p>(3)保険の対象および敷地外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害による損失</p>					
	<table border="1"> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> <tr> <td>喪失利益保険金</td> <td> <p>事故が生じた結果、補償期間内(12か月)に営業が休止または阻害されたために生じた損害のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益について、次の算式によって算出された額をお支払いします。</p> <p>喪失利益保険金=(収益減少額-支出を免れた経常費)×縮小割合50%</p> </td> </tr> <tr> <td>収益減少防止費用保険金</td> <td> <p>経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益に相当する額の減少の発生および拡大を防止するために補償期間内(12か月)に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額を次の算式を限度にお支払いします。</p> <p>収益減少防止費用保険金=収益減少防止費用×縮小割合50%</p> </td> </tr> </table>	保険金の種類	お支払いする保険金の額	喪失利益保険金	<p>事故が生じた結果、補償期間内(12か月)に営業が休止または阻害されたために生じた損害のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益について、次の算式によって算出された額をお支払いします。</p> <p>喪失利益保険金=(収益減少額-支出を免れた経常費)×縮小割合50%</p>	収益減少防止費用保険金	<p>経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益に相当する額の減少の発生および拡大を防止するために補償期間内(12か月)に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額を次の算式を限度にお支払いします。</p> <p>収益減少防止費用保険金=収益減少防止費用×縮小割合50%</p>	<p>「お支払いする保険金の主な内容」(B)によって生じた損失が、次に掲げる事由による場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先</li> <li>・賃貸借契約などの契約または各種免許の失効、解除または中断</li> <li>・労働争議</li> <li>・脅迫行為</li> <li>・水源の汚染、漏水または水不足</li> </ul>
	保険金の種類	お支払いする保険金の額						
喪失利益保険金	<p>事故が生じた結果、補償期間内(12か月)に営業が休止または阻害されたために生じた損害のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益について、次の算式によって算出された額をお支払いします。</p> <p>喪失利益保険金=(収益減少額-支出を免れた経常費)×縮小割合50%</p>							
収益減少防止費用保険金	<p>経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益に相当する額の減少の発生および拡大を防止するために補償期間内(12か月)に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額を次の算式を限度にお支払いします。</p> <p>収益減少防止費用保険金=収益減少防止費用×縮小割合50%</p>							
		など						

### 総合賠償責任保険(施設・業務遂行賠償責任約款)の概要

補償内容	内容	保険金をお支払いできない主な場合
施設・業務遂行リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴社が所有、使用または管理する施設</li> <li>・貴社の業務の遂行</li> </ul> <p>が原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことによる法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※製造物・完成(引渡)作業リスクおよび受託物リスクで補償対象となる場合を除きます。</p>	<p>(1)ご契約者または被保険者の故意</p> <p>(2)戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動またはこれらに伴う秩序の混乱</p> <p>(3)放射線照射または放射能汚染</p> <p>(4)環境汚染。ただし突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。</p>
<b>お支払いする保険金の種類と内容</b>		
① 損害賠償金	<p>被害者に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。「対人対物事故区分」ごとおよび「1事故・ご契約期間(保険期間)中区分」ごとに「②損害防止費用」および「③権利保全費用」と合算して、それぞれ保険証券に記載されたご契約金額(保険金額)を限度としてお支払いします。</p>	<p>(5)地震・噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故</p> <p>(6)アスベスト(石綿)もしくはアスベスト(石綿)を含む製品またはアスベスト(石綿)の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性その他有害な特性</p> <p>(7)医師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)</p>
② 損害防止費用	<p>事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用のうち、必要または有益であった費用です。(回収費用や石油拡散防止費用は除きます。)</p>	

③ 権利保全費用	第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合にその権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用です。	(8)約定または合意によって加重された損害賠償責任
④ 協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて貴社がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出した費用です。	(9)加入者がその父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任
⑤ 初期対応費用	事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用（事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など）です。ご契約期間（保険期間）通算で500万円を限度とします。ただし事故原因調査費用については1回の事故について30万円限度とします。なお、この費用の支出にあたっては日本興亜損保の承認が必要です。	(10)加入者の業務上の事故により加入者の役員、使用人または加入者の下請負人の役員、使用人が被った身体障害について負担する損害賠償責任
⑥ 争訟費用	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。 「①損害保険金」の額がご契約金額（保険金額）を超過する場合は争訟費用の額に、「ご契約金額（保険金額）の①損害賠償金に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。	(11) 加入者の所有物に発生した財物損害について負担する損害賠償責任 (12)航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する事故 (13)施設外にある船舶の所有、使用または管理に起因する事故
⑦ 争訟対応費用	損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当（通常支払われるべき金額を除きます）などです。ご契約期間（保険期間）を通じて1000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。	(14)塵埃または騒音に起因する事故 (15)基礎工事、地下工事などに伴う土地の沈下、隆起、移動もしくは土地の軟弱化または地下水の増減に起因する財物損壊 (16)加入者が所有または賃借する施設から公共水域に流失した石油物質による財物損壊 (17) 石油拡散防止費用に対して負担する賠償責任 (18) 保険料領収前の損害

※上記②から⑦までの費用につきましては結果的にご加入者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

### 3. セットできる特約・補償条項

これらの保険にセットできる特約、補償条項につきましては共立株式会社または日本興亜損保までお問い合わせください。

### 4. ご契約期間（保険期間）

ご契約期間（保険期間）は、2011年4月1日午後4時から2012年4月1日午後4時までです。ご契約期間の途中でご加入いただくことができます。手続きなどの詳細につきましては共立株式会社または日本興亜損保までお問い合わせください。

### 5. 引受条件（ご契約金額）

ご契約金額（保険金額）の設定につきましては、次の点にご注意ください。詳しくは共立株式会社または日本興亜損保までお問い合わせください。  
**<企業総合保険 財物補償条項にご加入の場合>**ご契約金額は、所有、使用または管理される財物の再調達価格（同等なものを新たに建築または購入するのに必要な額）でご設定ください。ご契約金額が保険価額（再調達価額）を下回ると損害額の全額をお支払いできない場合があります。また、保険価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは保険価額が限度となります。  
**<企業総合保険 費用・利益補償条項にご加入の場合>**営業利益と経常費を合計した金額でご設定ください。  
**<総合賠償責任保険をご契約の場合>**1回の事故またはご契約期間（保険期間）を通じてお支払いする保険金の限度額をご契約金額（保険金額）として、ご加入者が必要とされる金額で設定いただけます。実際のご契約金額（保険金額）につきましては、加入依頼書をご確認ください。また、お支払いする保険金の種類などによりましては、お支払いする保険金の限度額が個別に設定されています。詳しくは、共立株式会社または日本興亜損保までお問い合わせください。

### ◎保険料および払込方法

保険料の具体的な金額および払込方法につきましては、共立株式会社または日本興亜損保までお問い合わせください。  
**<企業総合保険>**保険料は、保険の対象の所在地および過去3年間の通算損害率などによって異なります。通算損害率の計算方法につきましては、本案内書3ページをご覧ください。  
**<企業総合保険・総合賠償責任保険共通>**ご加入時の保険料は、ご契約期間（保険期間）の初日に適用される料率、割引制度により決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、料率改定や割引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更しません。またこれらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご承知おきください。

### ◎解約返れい金および満期返れい金・契約者配当金

○解約（団体保険契約からの脱退）される場合は、共立株式会社または日本興亜損保までにご連絡ください。  
○解約に際しては、既に経過したご契約期間に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または未払込保険料を請求させていただきます。詳しくは、共立株式会社または日本興亜損保までお問い合わせください。  
○この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### ●日本興亜損保の保険に関する苦情・ご相談窓口

(おかけまちがいにご注意ください。)

〈お客様サポート室〉

0120-919-498

受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

### ●日本興亜損保の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

(おかけまちがいにご注意ください。)

日本興亜損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。日本興亜損保との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

〈(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター〉

0570-022-808

〔ナビダイヤル〕 受付時間：平日の9:15～17:00（土日、祝日、12/30～1/4を除きます。）

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

この案内書は「企業総合保険（財物補償条項）（利益補償条項）」「総合賠償責任保険（施設・業務遂行賠償責任補償約款）」の概要を説明したものです。ご契約手続きその他この保険の詳細については共立株式会社または日本興亜損保にお問い合わせください。

- \* この書面は風力発電施設総合保険制度をお申込みいただくに際して、お客様にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入の前にパンフレットなど（商品の仕組みや補償内容などを記載した書面）と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入くださるようお願い申し上げます。
- \* この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき構成員などを被保険者（保険の補償を受けられる方）として締結する団体保険契約です。
- \* この書面は保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

## ◆企業総合保険・総合賠償責任保険（共通）

### ◎ ご加入いただける方の範囲について

- この保険は、あらかじめ団体により認められた範囲の方（その団体の構成員など）以外ご加入になれません。
- ご加入いただける方の範囲は一般社団法人日本風力発電協会会員（正会員、賛助会員、自治体会員）の企業、団体です。
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）につきましては、ご加入いただける方の範囲と同様です。
- 協会からの脱退などにより、加入依頼者または被保険者（保険の補償を受けられる方）がご加入いただける方の範囲外となった場合は、必ず取扱代理店または日本興亜損保までご連絡ください。

### ◎ ご加入時・ご加入後にご注意いただきたいこと

- 他人のための契約について**
- 加入依頼者と被保険者（この保険の補償を受けられる方）が異なる場合や、被保険者（この保険の補償を受けられる方）となる方が加入依頼者以外にもいらっしゃる場合には、「契約概要」および「注意喚起情報」をその方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 加入者証について**
- 加入者証は大切に保管してください
- 加入者証はご加入後に加入依頼者宛てにお届けします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### ◎ 保険責任開始期

- 保険責任はご契約期間の初日の午後4時（団体との間でこれと異なる約定がなされているときはその時刻）に開始します。
- 保険料は一般社団法人日本風力発電協会（集金者）と日本興亜損保との間で約定した所定の方法および期日に従いお支払いください。なお、所定の方法および期日に従ったお払込みがない場合は、ご契約期間が始まった後でも取扱代理店または日本興亜損保が保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

### ◎ 個人情報の取扱いに関する説明事項

- 1 本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
  - 2 日本興亜損保のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
  - 3 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済および（社）日本損害保険協会との間において共同利用する制度を実施しています。
  - 4 本契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者に対して提供することがあります。
- \* 上記の「第三者」は、保険事故の関係者（当事者、損害保険会社・共済、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。
- ※日本興亜損保の個人情報の取扱いに関する詳細につきましては、日本興亜損保のホームページ(<http://www.nipponkoa.co.jp>)をご覧ください。

### ◎ 「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返戻金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合で、ご契約者または加入依頼者が個人、小規模法人（常時雇用する従業員などの数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合であるご契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返戻金などは80%まで補償されます。ただし、破たん後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。
- 【2010年10月現在】
- 「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

## ◆企業総合保険（財物補償条項、費用・利益補償条項）

### ◎ 告知義務・通知義務

#### 1. ご加入時における注意事項（告知義務など）

加入依頼者または被保険者には、ご加入時に加入依頼書記載事項全般について事実を正確に申し出てください。義務があり、加入依頼書に記載された内容のうち、危険に関わる重要な事項<sup>※</sup>が事実と相違している場合には、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

※＝保険の対象の所在地、被保険者、建物の種類・用法、作業規模、職業・作業、消火設備をいいます。

#### 2. ご加入後における注意事項（通知義務）

加入依頼者または被保険者には、次の「通知が必要となる事実」が生じた場合には、その事実の発生が、加入依頼者または被保険者に責任がある事由によるときはあらかじめ、責任のない事由による場合は遅滞なくご連絡いただき義務があります。なお、次の事実が発生した場合や、ご加入内容の変更に伴い追加保険料が必要になる場合で追加保険料をお払い込みいただけないときは、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

通知が必要となる事実

- ・ 保険の対象となる施設の構造または用途を変更すること
- ・ 保険の対象となる施設の稼働を停止したこと
- ・ 保険の対象となる施設を改築、増築または引き続き15日以上にわたって修繕すること
- ・ 保険の対象となる施設を仮修理もしくはその他の応急措置により、運転または使用すること

#### 3. ご契約を解除させていただく場合

日本興亜損保は、保険の対象または保険の対象の所在する敷地内を調査させていただくことがあります。この調査が拒否された場合、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

## ◎ 主な失効事由（保険契約が効力を失う場合）

○ご加入後、次の事実が発生した場合には、その事実が発生した時にこの保険契約は効力を失います。

- ・物損害<sup>\*</sup>を補償する契約で、保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、保険金をお支払いする事故によって保険の対象が滅失し、損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額（ご契約金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。）の80%の額を超えた場合はその時点でこの保険契約は終了します。
- ・保険の対象が譲渡された場合。加入依頼者がこの保険契約に関する権利および義務を施設の譲受人に移転させたい場合は、保険の対象の譲渡の前にあらかじめ書面によりその旨を取扱代理店または日本興亜損保までお申し出ください。

※物損害：損害保険金、水害保険金などのお支払いの対象となる事故により施設に生じた損害をいいます。

## ◎ 事故が発生した場合の手続き

### 1. ただちにご連絡ください

○万一事故にあわれたら、取扱代理店または日本興亜損保までただちにご連絡ください。なお、ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。また、ご連絡の際には、事故の状況とあわせて、他の同種の保険契約または共済契約の有無および内容についてもご連絡ください。なお、ご連絡先はこの案内文の4ページまたは最終ページをご覧ください。

### 2. 保険金請求に必要な書類について

○事故の連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。

※保険金請求に必要な書類につきましては、次のページをご覧ください。

○日本興亜損保にご提出いただく書類について、正当な理由なく事実と異なる記載をされた場合などには保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

○保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、物損害<sup>(※1)</sup>または費用損害<sup>(※2)</sup>については事故による損害が発生した日、利益損害<sup>(※3)</sup>については、保険の対象が復旧した時もしくは事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復旧した時、または保険証券記載の約定補償期間が終了した時のいずれか早い日の翌日から起算します。

### 3. 保険金のお支払い時期について

○日本興亜損保は上記2.の書類をご提出いただいてから、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いするために必要な時効の確認を終え保険金をお支払いいたします。ただし、必要な事項を確認するため、特別な照会、調査が不可欠な場合には、それぞれ所定の期間を経過する日までに保険金をお支払いします。

○損害の種類、規模などにより、上記の期日以内に必要な確認を終える見込みがない場合には、日本興亜損保は、被保険者と協議のうえ、上記の期間を延長させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

### 4. 保険金をお支払いした後のご契約について

○財物補償条項のご契約で、損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額（ご契約金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。）の80%の額を超えた場合（この場合、ご契約は損害発生時点で終了します。）を除き、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額（保険金額）は満期日まで減額されません。

### 6. 保険金をお支払いした後の保険料の取扱い

○保険金のお支払いによりご契約が終了した場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返還しません。

（※1）損害保険金、水害保険金などのお支払いの対象となる事故により建物、動産に生じた損害をいいます。

（※2）費用保険金のお支払いの対象となる事故にかかる損害をいいます

（※3）保険金のお支払いの対象となる事故によって、建物や動産に損害が生じた結果生じた喪失利益をいいます。

## ◎ 解約と解約返れい金について

○ご契約を解約される場合は、取扱代理店または日本興亜損保までご連絡ください。解約の条件によっては、すでに経過したご契約期間に相当する保険料とすでにお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただくことがあります。また、ご解約いただく場合のお手続きおよび請求・返還させていただく保険料などの詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

<保険金請求書類> ※事故（損害）の種類に応じて、次の○がついている書類が必要となります。

ご提出いただく書類	事故（損害）の種類	物損害 費用損害	利益損害
① 保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類 保険証券、加入者証、保険金請求書、戸籍謄本（除籍謄本）、印鑑証明書、委任状、住民票 など		○	○
② 事故状況や事故原因の確認のために必要な書類 事故状況説明書（事故発生報告書）、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など		○	○
③ 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類 <sup>(※1)</sup> 修理見積書（請求書）、写真、領収書、函面（写）、復旧通知書、請負契約書（写）、賃貸借契約書（写）、売上高など営業状況を示す帳簿（写） など ※1 建物・動産に関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故、店舗などの営業休止の事故の場合にご提出いただけます。		○	○
⑤ 費用の額を算出するために必要な書類 <sup>(※2)</sup> 費用の支出を示す領収書・請求書・費用明細 など ※2 費用保険金などのお支払いの対象となる費用を支出した場合にご提出いただけます。		○	—
⑥ 保険の対象の所有者を確認するために必要な書類 登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など		○	○
⑦ 公の機関や関係先への調査のために必要な書類 個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 など		○	○

## ◆総合賠償責任保険（施設・業務遂行賠償責任補償約款）

### ◎ 告知義務・通知義務

#### 1. ご加入時における注意事項（告知義務）

##### (1) 告知義務について

- ご加入時には、「(2)告知事項の範囲」に記載の告知事項について、事実を正確にお申し出ください。
- 加入依頼者または記名被保険者（加入依頼書の被保険者欄に記載された方）には、告知事項について事実を正確に申し出ていただく義務（告知義務）があります。告知事項の内容に誤りがないよう十分にご注意ください。

##### (2) 告知事項の範囲

- この保険の告知事項は「加入依頼書の記載事項」となります。
- 「加入依頼書の記載事項」のうち、この保険の保険料の算出の基礎となる風車の基数については、誤りがないよう特にご注意ください。

##### (3) 告知義務違反による解除および免責

- 告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。
- ご契約を解除させていただいた場合は、解除前に発生していた事故による損害に対しても保険金をお支払いできないことがあります。

#### 2. ご加入後における注意事項（通知義務など）

##### (1) 通知義務について

- ご加入後に、「(2)通知事項の範囲」に記載の通知事項に該当する事実が発生した場合には、日本興亜損保まで書面によりご連絡ください。
- 通知事項に該当する事実が発生する場合には、加入依頼者または記名被保険者（加入依頼書の被保険者欄に記載された方）は、あらかじめ、日本興亜損保に対して書面によりご連絡いただく義務（通知義務）があります。  
ただし、通知事項に該当する事実の発生が、加入依頼者または記名被保険者（加入依頼書の被保険者欄に記載された方）の責めに帰すことができない事由による場合には、その事実の発生を知った後、遅滞なく、日本興亜損保に対して書面によりご連絡ください。

##### (2) 通知事項の範囲

この保険の通知事項は、次の①から③までの事項となります。

- ① 記名被保険者（加入依頼書の被保険者欄に記載された方）が他人と合併すること。
- ② 記名被保険者（加入依頼書の被保険者欄に記載された方）が他人の営業の全部または一部を譲り受けること。
- ③ 加入依頼書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。

##### (3) 通知義務違反による免責

通知事項について日本興亜損保に対して書面によりご連絡いただけなかった場合には、通知事項の事実が発生した時<sup>(注1)</sup>から日本興亜損保が通知事項のご連絡の書面を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

##### （注1）通知事項の事実が発生した時

通知事項に該当する事実の発生が、加入依頼者または記名被保険者（加入依頼書の被保険者欄に記載された方）の責めに帰すことができない事由による場合には、加入依頼者または記名被保険者（加入依頼書の被保険者欄に記載された方）

##### (4) 通知事項にかかわる解除

- 通知事項の事実が発生した場合には、加入依頼者への書面による通知をもって、ご契約を解除させていただくことがあります。
- 通知事項の事実が発生した場合には、日本興亜損保は追加保険料を請求させていただくことがあります。なお、追加保険料をお払い込みいただけない場合は、事故の際に保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

##### (5) ご契約条件の変更について

- ご契約期間（保険期間）の途中でご契約内容を変更（ご契約金額の増額・減額や特約の中途でのセット・中途での削除など）される場合には、日本興亜損保まで書面によりご連絡ください。
- ご契約条件の変更の際には、ご契約条件の変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料を返還または請求させていただくことがあります。

○追加保険料が生じる場合において、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、変更前のご契約条件により、保険金をお支払いすることとなります。

#### 3. ご契約を解除させていただく場合

○次の①から⑥までの場合には、加入依頼者に対する書面によるご連絡により、ご契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

- ①告知義務違反があった場合または通知事項に該当する事実が発生した場合
- ②告知事項の訂正または通知事項により生じた追加保険料が相当の期間内に払い込まれなかった場合
- ③損害の発生予防に必要な管理と措置の状況に関する日本興亜損保からの調査の請求を拒否された場合
- ④日本興亜損保に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合（生じさせようとした場合を含みます。）
- ⑤このご契約の保険金の請求について詐欺を行った場合（行おうとした場合を含みます。）
- ⑥加入依頼者または記名被保険者（加入依頼書の被保険者欄に記載された方）と日本興亜損保との信頼関係が損なわれ、このご契約の存続が困難となる重大な事由が生じた場合

○解除に際しては、既に経過したご契約期間（保険期間）に対する保険料と既にお払いいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただくことがあります。

### ◎ 保険契約の無効について

ご契約の際に次の事実がある場合には、保険契約は無効（その保険契約のすべての効力が、ご契約時から生じなかったものとして取り扱うこと）となります。

- ・ご契約者が、保険金を不正に取得する目的または第三者に保険金を不正に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

## ◎ 事故が発生した場合のお手続き

### 1. ただちにご連絡ください

○万一事故にあわれたら、取扱代理店または日本興亜損保までただちにご連絡ください。なお、ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。なお、ご連絡先はこの案内文の4ページまたは最終ページをご覧ください。

### 2. 必ずご相談ください

○損害賠償請求権者（被害者）からの損害賠償請求に対して、被保険者（この保険の補償を受けられる方）がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に日本興亜損保にご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談されますと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

○事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は、被保険者（この保険の補償を受けられる方）と損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉をお引き受けすること（示談代行）はできませんのでご了承ください。

### 3. 保険金請求に必要な書類について

○事故の連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。

※保険金請求に必要な書類につきましては、次のページをご覧ください。

### 4. 保険金のお支払いについて

○この保険でお支払いする保険金のうち損害賠償金については、次の①または②の場合にお支払いします。

- ①被保険者（この保険の補償を受けられる方）が損害賠償請求権者（被害者）に対して、損害を賠償された場合。ただし、賠償された金額を限度として保険金をお支払いします。
- ②被保険者（この保険の補償を受けられる方）が損害賠償請求権者（被害者）に対して、損害を賠償される前である場合には、次のアからウまでのとき。
  - ア. 日本興亜損保から損害賠償請求権者（被害者）に対して直接保険金をお支払いすることを、被保険者（この保険の補償を受けられる方）が指図されたとき。
  - イ. 損害賠償請求権者（被害者）が先取特権<sup>(注2)</sup>を行使されたとき。
  - ウ. 被保険者（この保険の補償を受けられる方）に対して保険金をお支払いすることを損害賠償請求権者（被害者）が承諾されたとき。

○上記②アまたはイの場合において損害賠償金と損害賠償金以外の保険金の合計額が契約金額（保険金額）を超える場合は、損害賠償金を優先してお支払いします。

#### (注2) 先取特権

損害賠償請求権者（被害者）は、被保険者（この保険の補償を受けられる方）の他の債権者より優先して、この保険で支払われる損害賠償金から弁済を受けることができる権利を有しています。

### 5. 保険金のお支払時期について

○日本興亜損保に対する保険金請求権は、保険金の種類によってそれぞれ発生の時期が異なりますので、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。なお、保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

○日本興亜損保は、次のページに記載の＜保険金請求に必要な書類＞の保険金請求書類をご提出いただいてから、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、必要な事項を確認するために特別な照会または調査が不可欠な場合には、所定の期間を経過する日までに保険金をお支払いします。所定の期間については、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。

○必要な事項を確認するために特別な照会または調査を開始した後、所定の期間を経過する日までに保険金をお支払いする見込みがないことが明らかになった場合には、被保険者（この保険の補償を受けられる方）と協議のうえ、上記の「所定の期間」を延長させていただくことがあります。

### 6. 他の保険契約などがある場合の保険金のお支払について

○このご契約と補償内容が重複する他の保険契約などがある場合には、日本興亜損保は保険金をお支払いした後、他の保険契約などに対して、その保険契約などが負担すべき額につき請求を行います。

○このご契約と補償内容が重複する他の保険契約などから保険金が支払われた場合において、他の保険契約などの保険会社などからこの契約で負担すべき額につき請求を受けたときは、このご契約に対して保険金の請求があったものとして取り扱います。

## ◎ 解約と解約返れい金について

○ご契約を解約（団体保険契約からの脱退）される場合は、取扱代理店または日本興亜損保までお申し出ください。

○解約（団体保険契約からの脱退）に際しては、既に経過したご契約期間（保険期間）に対する保険料と既にお払いいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただくことがあります。

## < 保険金請求に必要な書類 >

日本興亜損保にご提出いただく保険金請求書類は、下表の書類のうち日本興亜損保が別途ご提出をお願いするものです。

ご提出いただく書類		書類の例
(1) 保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類		保険証券、加入者証、保険金請求書、戸籍謄本（除籍謄本）、印鑑証明書、委任状、住民票など
(2) 事故日時、事故状況および事故原因などの確認のために必要な書類		事故状況報告書、損害状況報告書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、事故証明書、主務官庁・公的機関などへの届出(写)など
(3) 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類	賠償責任に関するもの	診断書、入院院申告書、治療費領収証、休業損害証明書、所得を証明する書類、源泉徴収票、修理見積書（請求書）、写真、領収証、図面（写）、復旧通知書、動産損害申告書、契約書(写)、賃貸借契約書(写)、売上高など営業状況を示す帳簿(写)など
	費用・利益に関するもの	費用の支出を示す領収証、請求書、費用明細書、売上高など営業状況を示す帳簿(写)など
(4) 公の機関や関係先への調査のために必要な書類		個人情報の取扱に関する同意書、医療機関用同意書など
(5) 被保険者（この保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類		示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、損害賠償請求権者（被害者）からの領収書など
(6) 日本興亜損保が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類		他の保険契約などから支払われた保険金の支払内容を記載した支払内訳書、第三者への損害賠償請求書、損害賠償請求権者（被害者）の承諾書など

●日本興亜損保の保険に関する苦情・ご相談窓口

(おかけまちがいにご注意ください。)

〈お客様サポート室〉

0120-919-498

受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

●日本興亜損保の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

(おかけまちがいにご注意ください。)

日本興亜損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。日本興亜損保との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

〈(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター〉

0570-022-808

[ナビダイヤル] 受付時間：平日の9:15～17:00（土日、祝日、12/30～1/4を除きます。）

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<http://www.sonpo.or.jp/>

◆この案内書は「企業総合保険（財物補償条項）（利益補償条項）」「総合賠償責任保険（施設・業務遂行賠償責任補償約款付）」の概要を説明したものです。ご契約手続きその他この保険の詳細については共立株式会社または日本興亜損保にお問い合わせください。



引受保険会社

日本興亜損害保険株式会社

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

公務部第一課 Tel:03-3231-2557

Fax:03-3231-7921

ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

◆団体保険契約者

一般社団法人 日本風力発電協会 (JWPA)

〒105-0023 東京都港区西新橋3丁目15番3号 上地ビル3階

Tel: 03-5297-5577/ Fax: 03-5297-5578

ホームページアドレス <http://www.jwpa.jp/>

◆取扱代理店

共立株式会社 業務開発部

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-16

Tel: 03-5962-3075/ Fax: 03-3548-0604

ホームページアドレス <http://www.kyoritsu-ins.co.jp>

2010年11月作成 43LC10-0066